

社会政策推進に配慮した入札等実施要領

第1 目的

この要領は、県が推進する重要な社会政策を入札契約事務の側面から支援することを目的に、特定調達に係るものを除き、競争入札参加者資格の審査項目または総合評価一般競争入札もしくはプロポーザルにおける落札者決定基準等に、事業者の社会政策面での取組の評価（以下「社会政策面評価」という。）を付加する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 評価の対象とする社会政策

次の社会政策面での事業者の取組に対して、第3で定める手続において評価を付加する。

- (1) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。
- (2) 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。
 - ① 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。
 - ② 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。
 - ③ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。
 - ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。
- (4) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。
- (5) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。
 - ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
 - ③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

第3 評価を付加する手続

社会政策面評価を付加する手続は、県が契約の相手方を決定しようとする競争入札等の手続のうち次のものとする。ただし、第4に掲げる場合を除く。

- (1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5および第167条

の 5 の 2 の規定に基づき一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合ならびに施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合

- (2) 施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項の規定に基づき総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準を定める場合
- (3) プロポーザル事務処理要領に基づき、評価項目を定める場合。ただし、同要領第 6 (2) の規定により 5 項目以上とされる最低評価項目数には算定しないこと。
- (4) プロポーザル事務処理要領に基づかないプロポーザル案件において評価項目を定める場合

第 4 評価を付加しない場合

- (1) 第 3 (1) で定める入札参加の資格審査において、参加資格者に格付けや点数付けを行わないときは、当該審査において社会政策面評価を付加しないことができる。
- (2) 総合評価一般競争入札およびプロポーザルの参加資格に、第 3 (1) で定める競争入札参加者資格の審査において社会政策面評価を受けた競争入札参加資格者名簿登録者を設定したときは、二重の評価を避けるため、当該総合評価一般競争入札およびプロポーザルの落札者決定基準等に社会政策面評価を付加しないことができる。
- (3) 参加者を指名して行うプロポーザルにおいて、指名する参加者の全部または一部が県外に本社を有する者であるときは、当該プロポーザルの評価項目に社会政策面評価を付加しないことができる。
- (4) プロポーザル事務処理要領の第 9 (4) において定めるポスター等の審査においては、社会政策面評価を付加しないことができる。

第 5 評価点の設定

社会政策面評価の評価点の配分は特に定めないが適正な配分となるよう配慮すること。なお、必要がある場合は、第 2 の各項内の取組については個別に評価点の配分を行うことができる。

付 則

この要領は、平成 22 年 11 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、第 2 (2) 中「高年齢者就業確保措置」とあるのは、「高年齢者雇用確保措置」と読み替える。

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。